

<small>だい かい よこはまししょうがいしゃきべつかいしやうしえんちいききやうぎかいかいぎろく</small> <b>第1回 横浜市 障害者差別解消支援地域協議会会議録</b>	
<small>にち じ</small> <b>日 時</b>	<small>へいせい ねん がつ か すい じ ぶん じ ぶん</small> 平成30年 7月 4日 (水) 10時00分～12時05分
<small>かいさいばしょ</small> <b>開催場所</b>	<small>かながわ じち かいかん かい かいぎしつ</small> 神奈川県 3階 会議室
<small>しゅつ せき しゃ</small> <b>出席者</b>  <small>めいぼ じゆん</small> <b>(名簿順)</b>	<small>いのうえ よし いいん さとう いいん すやま まさ いいん ながた いいん ならぎ いいん</small> 井上(良)委員、佐藤委員、須山(優)委員、永田委員、奈良崎委員  <small>やまた いいん おおぼ いいん しみず いいん いしぞね いいん かとう いいん</small> 山下委員、大羽委員、清水委員、石曾根委員、加藤委員  <small>かわら いいん やまの い いいん わくい いいん むらおか いいん なかせ いいん まえざわ いいん</small> 河原委員、山之井委員、湧井委員、村岡委員、中瀬委員、前沢委員  <small>いしわた いいん うちじま いいん おおの いいん ほりかわ いいん すやま じ いいん えんどう いいん</small> 石渡委員、内嶋委員、大野委員、堀川委員、須山(次)委員、遠藤委員  <small>つかだ いいん さど いいん はらぐち いいん</small> 冢田委員、佐渡委員、原口委員
<small>けつ せき しゃ</small> <b>欠席者</b>	<small>いけだ いいん いのうえ あきら いいん まつしま いいん わだ いいん ねがみ いいん すずき いいん やまの</small> 池田委員、井上(彰)委員、松島委員、和田委員、根上委員、鈴木委員、山野  <small>い いいん かなさし いいん</small> 井委員、金指委員
<small>ぎ だい</small> <b>議題</b>	1 <small>しょうがいしゃきべつ かん そうだんたいおう じれい</small> 障害者差別に関する相談対応事例  2 <small>しょうがいしゃきべつ かん そうだんたいおう じゅうじつ</small> 障害者差別に関する相談対応の充実  3 <small>じょうほうていきやう</small> 情報提供  4 <small>た</small> その他
<small>ぎ じ</small> <b>議事</b>	1 <small>かいかい</small> 開会  (1) <small>はいふ しりやうかくにんとう</small> 配付資料確認等  <small>じむきよく はいふ しりやう かくにん</small> (事務局) (配布資料の確認)  (2) <small>いいん しょうかい</small> 委員の紹介  <small>じむきよく じんじ いていとう こんねんどう しゅうにん いいん かつ</small> (事務局) 人事異動等により今年度から就任された委員の方がいらっしゃ

いますので、ご紹介させていただきます。

(井上(彰)委員、須山(次)委員、佐渡委員の順に紹介)

## 2 議題

### (1) 障害者差別に関する相談対応について

(石渡会長) 議題の1つ目、「障害者差別に関する相談対応」について、資

料1「相談対応事例一覧」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) (資料1について説明)

(石渡会長) ありがとうございます。タクシーの割引の件での事例です。

私、つい最近も他のところで同じような事例についてお聞きをしたこと

があります。たぶん委員の皆さんは、似たような体験をされている方が多

いのではないかと思います。この事例についてご質問、ご意見がおあり

でしたら、お願いをしたいと思えます。いかがでしょうか。

(永田委員) 手帳を出して嫌な顔をされるとタクシーに乗りづらくなるの

で、それはやめてほしいです。それと、バスの運転士さんも同じで、嫌な

顔をすることがあると思うので、それはやめてほしいです。

(石渡会長) 永田委員、ありがとうございます。

(井上委員) 私は耳が聞こえません。たまにタクシーを使います。手帳を見

せると嫌な顔をされたり、面倒くさいような顔をされることが多いです。

しかし、逆に協力的な方もいらっしゃいます。手帳を見せなくても、

割引の領収書みたいなを出してくださる方がいらっしゃいます。い  
つだったか忘れましたけれども、7月の半ば頃、タクシーの会社の人と話  
し合う約束をしています。そのときに、「手帳を見せて、嫌な顔をしな  
いようにしてほしい」ということと、スマホでタクシーを呼ぶアプリの使  
い方について話す予定です。報告だけですが、以上です。

(石渡会長) ありがとうございます。永田委員も、井上委員も、同じよう  
な嫌な体験もしたし、いい対応をしてくださる運転士さんもいるという  
ことです。そして井上委員、タクシーの協会と話し合いというのは、ろ  
うあ連盟としておやりになるのですか。

(井上委員) タクシー協会と、私、県ろうあ連盟と一緒に、横聴協とし  
て話し合う予定でおります。そして、横聴協に対してタクシー協会か  
らの要望もありますので、それについて対応したいと思っております。

(石渡会長) ありがとうございます。ろうあ連盟とタクシー協会とのこ  
とということですが、もし機会がありましたら、他の障害の方か  
らも同じような体験をしているというようなところもお伝えいただけた  
らと思います。そして、どういう話し合いになったかを、ぜひ次の機会に  
でもお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

(佐藤委員) 横浜市腎友会の佐藤です。内部障害です。見かけでは全く障  
害があるとわかりません。普通の人間のように見えるという障害者で

す。体調たいちょうが良くない時ときがたくさんあるので、やはりタクシーたくしーを使つかわざるを得えないということでタクシーたくしーを使つかいます。

私わたしは、横浜市よこはましの障害者しょうがいしゃタクシーたくしー券けんを利用りようさせていただいています。よって、障害者手帳しょうがいしゃてちょうを出だして、「障害者しょうがいしゃタクシーたくしー券けんを使つかいます」ということを申しあげて、タクシーたくしーに乗のるわけですけど、やはり半々はんはんです。きちんと対応たいおうをしていただけるケースけーすということもありますが、嫌いやがられるというか、不審ふしんな顔かおをされるケースけーすがかなりあります。「あんた、ほんとに障害者しょうがいしゃなの」というようなケースけーすや、それから、「障害者しょうがいしゃタクシーたくしー券けんって、本人ほんにんがもらっていても、家族かぞくが使つかったりしてるんだよね」などという言い方い かたをされるケースけーすがあります。したがって、先に、さき、「障害者しょうがいしゃタクシーたくしー券けんを使つかいます」と言った場合い ばあい、「あんたしょうがいしゃてちょうも障害者手帳しょうがいしゃてちょうも持もってる？」ということや、さき、「先に、ちょっとそれ見みせて」などという、結構けつこうつけんどんない言い方い かたで言いわれるというケースけーすがかなりあります。だから、不愉快ふゆかいな思おもいをするかどうかという点てんで言えば、他の障害しょうがいの方々かたがたも今いまのお話はなししを聞きくと、やはり同じおなだという感かんじがしたのですけれども。タクシーたくしーに乗のるときに、基本きほんてき的には内部ないぶ障害しょうがいというか、外見がいけんじょう上じょうわからなしょうがいい障害しょうがいの人ひとたちは、嫌いやな思おもいをしていけーするケースけーすがかなりあるだろうと思おもいます。横浜市よこはまし腎友会じんゆうかいのメンバめんばーーたちと話はなしをしていても、みんな、たくしーの乗のるときに、かなりすとれすストレスすがかかはなしる」という話はなしはよくしていじょういます。以上いじょうです。

いしわたかいちょう さとういん (石渡会長) 佐藤委員、ありがとうございます。今、具体的にタクシーの  
うんてんし はな しょうかい 運転士さんの話しぶりなども紹介していただきました。「ちょっと、普通  
の 乗ったときにそういう対応をされるのはないな」というような思いも  
かん 感じながら、お聞きしていました。

ならざきいん わたし かえ よるおそ (奈良崎委員) 私は帰りが夜遅いので、タクシーに乗る数が一番多いのだろ  
うと思っています。昨日も、たまたま乗ってました。昨日はすごく電  
しゃ よるおそ 車が夜遅くて、7時以降に事故があったみたいで、東戸塚に着いたの  
が 12時近いのです。そのときに、「知的障害者が、こんな遅くいるのが  
おかしい」などと言われたり、「飲んで、タクシーに乗るなよ」などとす  
ごい説教をされたことが2～3回あったので、個人タクシーは嫌です。

それで、たまたまそのときに、タクシー運転手の友だちに言ったら、「個  
じんたくしー ぼあい ふれーむ こじんぼんごう とうろく 人タクシーの場合は、フレームが個人番号を登録して、そこに無線で流せ  
ばいいんだよ」と教えてもらって、最近はそのような配慮をしています。

さいきんはら た ひがしとつか こじんたくしー おお 最近腹が立つのは、東戸塚は個人タクシーがすごく多く、そのために、  
「個人タクシーが嫌だな」などと言うと、逆に説教をされることが最近  
はおお は多く、そういうときはどうしようかと思って。先ほど、「タクシー会社  
に連絡する」と言ったのですが、最近、「個人のタクシーの名前を覚え  
なさい」と言われるのですが、絶対に覚えたくないし、しゃべりたくも  
ない。

あと、個人タクシーはおおまわ 普通に近いルート

で行ってこれれば早いのに、「少しでも上がれば、小遣い稼ぎになるから」

などと言われて、説教をされることが最近が多いです。以上です。

(石渡会長) 奈良崎委員、ありがとうございます。不愉快な思いをした上

に、説教までされるというのも、少し意外な発見でしたけれども。しか

し、奈良崎はそういう体験をかなりしていらっしやって、いろいろと個人

的に工夫をされているということです。他には、何かございますか。

日々のタクシー利用というのは日常生活の中で多々あることなので、各

委員の方からいろいろなご意見をいただいたのです。交通局のお立場で

おいでいただいている原口委員、どうぞ、率直なご意見を願いたいし

ます。

(原口委員) 交通事業者を代表する立場ではないのですが、本当にご迷惑を

おかけしています。申し訳ありません。

正直に申しまして、市営交通のバスの運転士についても同じ苦情をい

ただいております。やはり、「嫌な顔をされる」ということや、「舌打ちを

される」などという声を聞いています。私たちも乗務員研修の際に、

「お客様に対して、そういう態度を取るのはおかしいだろう」というこ

とを言っています。

もう1つ言っているのは、割引で乗っているということで、正規料金を

いただけていないという思いがある乗務員がかなりいらっしやいます。

それについては、「横浜市の制度でバス事業者に補助金が出ていますの

で、ちゃんと料金はもらっているから、あなたたちがそこで損をしたとかしないとかいうことを考えるのはやめてください」という言い方を乗務員にしています。

もう1つは、先ほど、「本人が使っているのか」というようなお話がありましたけれども、今、福祉乗車証などは写真を貼ってもらって本人確認にしているのです。写真を貼っていない方がいたり、あとは、コピーを取って偽造をしたりという事例が実際にあるそうです。乗務員としては、きちんと確認をしたいという思いもあるようなのですけれども、今、ほとんど交通系はICカードでタッチをして入ってくるお客さんが大部分ですので、中にそういう乗車証を見せて入ると、「この人は扱いが違うんだというふうにわかってしまうのも嫌だ」とおっしゃる方々もいらっしゃいます。

初期投資にかなりのお金がかかるのですが、たとえばICカード化をしていくなどということも、仕組みとしては大切なのではないかというふうにおもっております。交通事業者と健康福祉局等の間で、今、話し合いもしているところです。

(石渡会長) 原口委員、丁寧なご説明をありがとうございました。事業者をまとめるお立場でも、いろいろと工夫をしていらっしゃるということで、しかし、研修方法などについては、当事者の方から語っていただくような場を設けたりすると、また違ってくるのかなというようなことも

おも  
思いましたけれども。いま こうつうきよく いけん き なに  
今の交通 局 のご意見なども聞いたところで、何か  
さらにご提案をいただける委員の方などはいらっしゃいますか。

うちまい いん  
(内嶋委員) この議論は、先ほど石渡会長 からもお話ししていただきましたけれど  
も、どこでも かなら で ぎろん  
必ず出てくる議論であります。いまだに、まった なお  
全く直っていない。

わたし いま はな  
私が今、お話しをうかがっていて、「これは、まずいな」と思ったのが、  
たくしー じょうしゃきよひ ふてきせつ うんてんし たいおう たいど  
タクシーの乗車拒否や、不適切な運転士の対応や態度です。それも、も  
ちろんいや おも  
嫌な思いでしょうが。そのあと、先ほど佐藤委員がおっしゃって  
ましたが、たくしー の すとれす かん  
タクシーに乗るときにストレスを感じる。これは、非常に問  
だい こうきょうこうつう き かん ひと いどう  
題。公共交通機関というのは、人が移動するときに、どうしてもつか  
るを得ないのです。そのつか せいのいせん つか  
使わざるを得ない生命線を使うことにストレスを  
かん しょうがい かつた しゃかいせいいかつ いちじる せぼ ひじょう  
感じるといのは、障害がある方の社会生活を著しく狭める、非常に  
おお もんだい わたし おも  
大きな問題だと私は思っています。

だから、もちろんしょうがいしゃ わりびきし すてむ しく あくよう  
もちろん障害者のこういう割引システムの仕組みを悪用すると  
いうろくでなしもいるとは思うのです。おそらく、ふつう まじめ  
普通に真面目にお使  
いになっている方が圧倒的に多いのです。あつか りようか くちく  
悪貨が良貨を駆逐するような  
ことは、ぜったい  
絶対にやめてもらう。もちろん、わるいことはおこるのですが、かん  
全な制度などというのはあり得ないのです。

それよりも、むしろ、ほんらいしょうがい かつた えんかつ しゃかい く  
それよりも、むしろ、本来障害がある方が円滑に社会で暮らしていける  
というシステムのために、これをわざわざつくっているのですから、ほんらい  
というシステムのために、これをわざわざつくっているのですから、本来の

制度の趣旨をきちんと徹底的にたたき込む。特に、今どきサービス業が  
お客さんと殿様商売をやっているということ自体が、はなはだ時代遅  
れなのです。

これからオリンピックがあって、いろいろな外国の方や、  
ハンディキャップを持っている方がいらっしゃるのです。そんな時代に、  
まだこんなことをやっているのかというのは恥じるべきだと思います。  
そこから、まずはきちんと精神論をたたき込むということをしないと、  
いつまで経ってもこういう問題はおさまりません。

たとえばタクシーの運転士さんだって、いずれは自分もハンドルを持て  
なくなって、人の車に乗るのです。そのときに、「じじい、タクシー乗る  
のか」ということを言われて、どんな気持ちができるかということです。  
そういう人の気持ちに立つということを、やはりサービス業の人間たる  
ものは、きちんと理解をしてもらおうということです。私は今、お話しをう  
かがっていて、ストレスを感じるというのに非常に心を痛めました。

(石渡会長) 今、内嶋委員がうまく整理をしてくださったところも含めて、

そういうところをしっかりと伝えていただくためにも、やはり当事者の  
方の声を、きちんと業者の方に受け止めていただくのは大事なと改  
めておもいました。ありがとうございます。それでは、この事例の2のタク  
シーの乗車関連についてはいかがでしょうか。

(井上委員) 先ほど、原口委員からお話しをいただきました。それで、気が

ついたことがあります。深夜バスに乗りまして、無料のバスを提示しましたところ断られました。その時は、少しその場でけんかになったわけです。結局、その場で物を叩くようなけんかの状況になりました。いろいろ考えてみますと、横浜市営ではない交通機関だったのです。横浜市から、そちらのほうに話をさせていただくことができるのでしょうかということと、私たち委員の中で、交通関係業者の方は、たまたまこれにはいらっしやなくて。できれば、そういう交通関係の方も委員に入っていた方がいいのではないかというふうに思いました。

(石渡会長) 井上委員、ありがとうございます。交通局のお立場は、市営だけではなくて、民間に対しても何か権限というか。

(原口委員) 交通局の立場は、あくまで一事業者なのです。ある意味、民間のバス事業者と同等の立場です。民間のバス事業者を指導する立場で言いますと、交通機関という意味では、都市整備局というところに都市交通課というのがあります。タクシー協会も含めて、事業としてはそこが所管になります。

ただ、先ほどから出ています、福祉乗車証の利用にあたっての指導ということで言いますと、そこは健康福祉局さんのほうに対応をしていただいたほうがいいのかというふうにも思っています。

(事務局) どのように話をしていくかということは、この場ではお話しで

きませんけれども。福祉特別乗車券の関係で、健康福祉局と、バス事業者  
者でやり取りをする機会もありますので、そういった場で話をしていく  
ことができるかということについて、内部でも少し検討をしていきたい  
と思います。交通局は、あくまでも交通事業者の一民間事業者の一員  
としてご参加をいただいております。決して、交通事業に対して何か全  
体的な指導権限があるということではなく、あくまでも一民間事業者と  
してご参加をいただいておりますので、その点ご承知おきください。

(石渡会長) それでは、健康福祉局のお立場でも、いろいろと事業者の方  
たちと議論をする機会を持つてくださるということですので、また、そ  
のあたりは経過をお聞きできたらと思います。今日、委員の皆様から本  
当に貴重なご意見をいただけて、このタクシー乗車関連の差別につい  
て、いろいろと明確になったと思います。また、何か気づきましたら、  
あとを継続してということをお願いします。

それでは、一応この事例については、ここで打ち切らせていただきます。

次に、他の事例について事務局からご説明をいただきます。

(事務局) 今、1つの事例にも約25分ほど、皆様にご議論いただいております。  
すべてを扱うことがなかなか難しいものですから、少し事務局の  
ほうで、皆さんに意見を特にお伺いしたい事例に飛ばさせていただきます。

(事務局) (資料1事例6について説明)

いしわたかいちょう さき たくしーかんれん さとういん すとれす ならざきい  
(石渡会長) 先ほどのタクシー関連でも、佐藤委員のストレスや、奈良崎委

員のお説教をされるというようなお話なども含めて、少しあり得ない

ようなことです。しかし、そのストレスというのは、本当に生命に関わ

るといような整理を内嶋副会長がしてくださいました。やはり、そう

いう視点で対応することが必要なというふうに改めて感じました。こ

の病院での事例につきまして、委員の皆様、何かお気づきのことがありま

したらば、ご意見をお願いしたいと思います。

うちま いん たんじゅん さべつてきと あつか い わたし すこ ぎもんだ  
(内嶋委員) 単純な差別的取り扱いと言えるかどうか、私は少し疑問だ

と思っております。この相談の詳しい中身や内容がよくわからないので、

なんとも言えないのです。おそらく、この相談案件というのは、前から障

害当事者の方と支援者の方が、この医療機関に通っていたと思うので

す。だから、ある程度はご本人のこともわかっていたと。

それから、門前払いというのではなくて、一応受診をして、医療サー

ビスも提供し続けていたと思うのです。出産、分娩というのは、妊娠か

ら出産の過程の中で一番危険な状態のところなのです。私は産婦人科

の医療過誤の事件をいくつもやりましたので、お医者さんからもいろい

ろな話を聞いています。やはり出産は、医者としては一番ハラハラする

危険な段階なので、慎重にならざるを得ないと。

ひよっとすると、医療機関側がそこで尻込みをしたというか、「大丈夫

なんだろうか」と。特に今、医療機関では患者さんに対する説明や納得

というのを非常に重要視しているのです。皆さんもご承知だと思いま  
すが、お医者さんに行くと、くどくどといろいろなことを説明されて、  
それを「わかったね」ということでサインまでさせられるという場面が  
とても多いと思うのですけれども。そういう慎重な医療機関であれば  
あるほど、逆に、「この方は、大丈夫だろうか」というふうに思ってし  
まう可能性はあるかもしれない。

そこは、やはり患者側である障害当事者のほうも、支援者も含めて、  
「いや、そういうことは、私は承知しています。危険であるということ  
は承知していますが、ぜひお願いをしたい」というような、医者と患者  
側の信頼関係をきちんとつくるということをしていかないと、単なる差別  
という問題で片づけていいかどうかは、私は実はこの事例は、いろいろ  
な要素を含むのかなというふうには思っております。

(大羽委員) 精神障害者の医療機関での差別というか、差別とは言えない  
のかもしれないのです。いろいろな不愉快な思いというのは、事例がた  
くさんあります。

最も極端なケースとしては、最近問題になっている身体拘束です。本  
人の意思を無視した身体拘束というのは、もうごく普通です。本人の意思  
を尊重した身体拘束というのは考えられないので、やはり基本的に身体  
拘束は、本人の意思を無視した拘束になるわけです。それが、医療行為な  
のかどうかということの判断は医療者しかしていない。しかも密室で行

われるというように意味では、人権問題だろうと思います。

それだけではなくて、本当にあげたらきりがありません。たとえば通院、あるいは入院をしている患者と医者との会話の中で、「君は、将来何したいんだ」、「仕事がしたいです」というような会話の中からも、ごく普通に、「そんなことできるわけじゃないか。あなたはできるわけじゃない」というような言葉が平気で出てきます。もう、本当にあげたらきりがありません。それで不愉快な思いとか、本当に力をなくしてしまって、かえってまた精神症状が悪化するというような、そういう事例も本当にあります。

これをあげていたら本当にきりがありません。これはどうやったら解決できるのか、これは差別の問題なのかどうかです。内嶋副会長からも、先ほどの分娩の話でありましたけれど。障害者差別なのかどうかということ、明快に「障害者差別なんだ」とは言い切れないと思うのです。精神科医療のもっと明朗な、あるいは本人の意思を尊重した医療というものを実際に日本で普通に行うための、なんらかの抜本的な対策が、非常に広範囲な深い議論が必要かというふうに思っております。

(石渡会長) 今、内嶋委員のほうから弁護士というお立場で、先ほどの出産

関連の判断の難しさをご説明いただきました。また、大羽委員からは精

神障害の方が医療機関で体験する差別関連のいろいろな事柄、就職

絡みのお話しも出ました。非常に、根深いものがあるということを再確

にん 認させられました。やはり ぎょうぎかい 協議会では、そういういろいろなご経験けいけんを委員いの皆さんいん みなに共有きょうゆうしていただいて、どう動うごいていかななくてはというのが、まだ明確めいかくになりきれていないところもあります。

いま おおぼ いいん 意見いけんなど、お隣となりに大野委員おおの いいんがいらっしゃるので、身体拘束しんたいこうそくの密室みっしつでの医療関係者いりょうかんけいしやだけの判断はんだんみたいなご意見をいただきましたけれども、このあたりについて、ご専門せんもんのお立場たちばで何かアドバイスあどばいすをいただけるようなことがありましたら、お願いねができますでしょうか。

おおの いいん (大野委員) なかなか難むずかしい問題もんだいではあると思います。もちろん身体拘束しんたいこうそくというのは、人権侵害じんけんしんがいの最さいたるものではありますので、そこについて、仮かりに客観的きやくかんてきにそうせざるを得えない場合ばあいであっても、可能かのうであれば、もちろん本人ほんにんの意思いしの確認かくにんなのですが、それができない場合ばあいでも、それに変わるような合理的ごうりてきな必要性ひつようせいがある場合ばあいに限かぎられなければいけないと思おもっています。

たし 確かに、それがされる場面ばめんは密室みっしつの場面ばめんになることが多いと思おもいますので、それをどういうふうたんぼに担保ほんとうしていくか。本当に本人ほんにんにとっても必要ひつようで、やむを得えない場合ばあいなのだということを、どう担保たんぼするかというのは、検けんとう討とうをせざるを得えない部分ぶぶんが現状げんじょうという風ふうに思おもいますので、大変たいへん難むずかしい問題もんだい提起ていきをいただいたと思おもっています。

いしわたかいちょう (石渡会長) ありがとうございます。差別さべつについてこういう事例じれいをお聞ききますと、すぐかいけつに解決いたには至ほんとうらないことが本当おほに多おもいと思おもうのですけれ

ども。今のこの事案について、他に何かご意見がおありの委員の方はいらっしゃいますか。

(山下委員) 大羽委員もおっしゃっていたように、精神障害に関しては、この手の医療機関での差別的かもしれない扱いに関しては、きりがないので。

最近はわかりませんが、私自身も精神科に通いながら、原因のわからない体調不良で苦しんで。タクシーに乗って、有名な病院に行ったのですが、「精神科の薬を飲んで」と言った途端に門前払いを食らってしまったという経験があります。そのあたりは、よく聞く話ではあるし、大羽委員がおっしゃっていた、「言ったらきりがない」という中にあると思うのですけれど。

あと、大野委員が今おっしゃっていて、たまたま「人権」という単語が出てきたので、これは個人の感想でしかないのですが、私自身、閉鎖病棟を経験して、拘束の場面までは見ていないのですけれども。病棟全体の看護師さんや先生が患者さんを扱っているのを見て、「ここには、人権がないな」と、すごく強く感じました。抽象的ではあるのですけれど。

だから具体的に言うと、あとは、やはり特別な管理が必要な患者さんのお部屋の話や、トイレとベッドと食事が同じ部屋で、監視カメラがあるということで、「まるで、刑務所だな」と思ったりして。その辺は必要性があるのだと思うのですけれど。感覚でしかないのですが、「人権と

いうものはここにはない」ということや、「まるで刑務所だな」という風に、  
非常に悲しい思いをしたということが比較的最近あります。感想という  
か、実際にあったことと感想を少し言わせていただきました。

(石渡委員) 昨日も、重い自閉症の方のご家族が、精神病院に入った息子  
さんの体験で同じようなことをおっしゃっていて。本当に、精神科の病  
院の厳しさというのは今もいろいろと残っているし、明確に言葉にはで  
きないからこそ、そこにはびこっている差別意識みたいなのが厳しいの  
かなというようなことを、山下委員のお話を聞いていて思ったのです。  
先ほどの、就労の場での精神障害の方への差別なども含めて、やはり精  
神障害そのものへの差別意識みたいなものの根強さを再認識させられ  
たというように私は感じました。

再認識をしたところで、その次がなかなか進めなくて申し訳ないのです  
けれども、どうしていくかという課題を改めて確認したということにさ  
せていただいて。まだ、ほかにもいろいろと重い事例がありますので、次  
の事例のご紹介を事務局にお願いしてよろしいでしょうか。

(事務局) この会議の場では、さまざまな事例について、いろいろな立場で  
議論をして、それをきちんと議事録や記録で残していく。それを広めて  
いくことに価値があると思っておりますので、こういった形で皆様に事  
例を紹介して、議論をいただいております。なかなか、この場で解決策

けつろん だす むずか  
や結論を出すのは難しいかもしれないのです。こういった現実を表に  
だ  
出していくことが、まず重要な一歩かなと思っております。

じむきょく しりょう じれい じれい せつめい  
(事務局) (資料 1 事例 7、事例 8 について説明)

いしわたかいちょう しょうがい かつ あんぜん いのち かつ  
(石渡会長) 7、8 ともに障害がある方の安全、命に関わるというような  
こと。それから、ご本人だけではなくて、他のお客様や、利用をされて  
いる方への危険も予想できるというような場合について、どのように考  
えたらよいかということ。やはり当事者のお立場からのご意見、事業  
者からのご意見を、お願いしたいということです。

すやま まさ いいん ほん えすかれーたー くるまいす の いっぽん  
(須山 (優) 委員) 8 番のエスカレーターに車椅子で乗るとするのは、一般  
的な私たちから見ても、非常に危険なことだと思えます。やはり、  
よく赤ちゃんの乳母車に乗ってエスカレーターを上る人でも、私た  
ちは後ろにいて少しハラハラすることがあるのです。というのは、赤ち  
ゃんが暴れて、なんだか落ちそうになったりすることがあるのです。よ  
って、やはりエスカレーターの場合の利用を遠慮してほしいというのは、  
当然だと思えます。

いしわたかいちょう ベビーカー あか の じれい すやま  
(石渡会長) ベビーカーで赤ちゃんが乗っている事例などもあわせて、須山  
(優) 委員からご意見をいただきました。これは、やはりエスカレーター  
に車椅子で乗るとするのは、非常に危険ではないかというご意見です。

ながた いいん わたし くるまいす えすかれーたー あぶ おも じこ お  
(永田委員) 私も、車椅子でエスカレーターは危ないと思うし、事故が起き

たら危あぶないのでエレベーターえれべーたーがよいと思おもいます。もう1点は、内容てん ないようは差別さべつですが、「エレベーターえれべーたーを使用しようするよう指示しじされたのは、安全あんぜんだからではないですか」というお話しはなしですけど。わかりません。

（石渡いしわた会長かいちょう）永田ながた委員いいんも、やはり車椅子くるまいすの方がエスカレーターほう えすかれーたーは非常ひじょうに危険きけんだということです。エレベーターえれべーたーの利用りようがいいかどうかは、少しすこ結論けつろんが出ないということだったですかね。

（永田ながた委員いいん）そうです。

（冢田つかだ委員いいん）：すみません。エレベーターえれべーたーを使用しようするよう職員しよくいんの方が指示しじされたのは、安全あんぜんのため。だから、そういうふういに言ったのですよねということのご意見いけんです。

（石渡いしわた会長かいちょう）差別さべつではないというふういに、永田ながた委員いいんはこの事例じれいについてはお考えかんがだということですね。

（中瀬なかせ委員いいん）8番ばんの事例じれいなのですが、この車椅子くるまいすの方はたぶん、エスカレーターえすかれーたーの乗らざるを得えない状況じょうきょうにあったのかもしれない。たとえばエレベーターえれべーたーが近くちかにあるかどうか、その場所ばしょがわからなかったり、もしかしたら、エレベーターえれべーたーの乗りたかつたのだけれども、人ひとがたくさんいて、なかなか乗のれない状況じょうきょうにあって。もしかしたら、時間じかん的に急いそいでいてエスカレーターえすかれーたーの乗らなければいけない状況じょうきょうにあったのかなというところを思おもうと。

もちろん、私わたしも個人的こじんてきには車椅子くるまいすの方がエスカレーターえすかれーたーに乗のるのは、

すごく危険で危ないなというふうには思うのです。私も子どもが小さいときに、ベビーカーに乗せて、エレベーターのところに行ったらすごい人で、なかなか乗れなくて、少し危険なのですがエスカレーターに乗せてしまったということもあるので。

そういう意味だと、環境の整備というところも、やはり必要なのではないかなというふうに思うのです。やはり、そういう車椅子の方が乗りたいたときに乗れるようなエレベーターがあればいいかなと思ったり。もちろんエスカレーターも、そういう車椅子の方が1人でも乗れるように安全なものが開発されれば、使いやすいつころになる。だから、一概にその方の危険というよりも、ご本人の立場だったり、施設の環境なども影響するのではないかなというふうに思いました。

(石渡会長) では、前沢委員が手を挙げてくださったので、11時になっているのですが、もう少しご意見を聞かせていただいて休憩に。

(前沢委員) 今の8番の事例で言うと、結局そういったご意見はいただいて、相談対応では理由をしっかりと説明をされて、ご理解を求めたというふうにあるので、たぶん、これがその場で、「安全面とか担保できないので」という、その危険性について一言添えていければ、「ああ、確かに危ないな」など、ご本人も差別という捉え方に感じずに、その危険性を確かに実感して、「不便だけれども、しょうがないな」と思われたかもしれないし。

やはり理由の説明というのを、確かに慌ただしい電車の構内を想像する

と、そこまでできない実情があるのだとは思いますが、その一言があるかないかで、いろいろなことが変わってくるのかなとは思っています。

工事現場などでも警備員さんがいらっしゃるように、見れば明らかにわかったり、それでも、「足元をご注意ください」などと言ってくれることで、自分たちも危険認識をして避けたりするので、やむを得ないその状況が、もし、「危険だ」ということで遠慮をしてもらうのであれば、それを伝える一言があると、やはり違うのかなと思いました。

7番に関しては、私も一事業所としてマッチングというか、ご本人が希望をされているけれども、状況や状態像に合わせて、「こちらではなく、別のところを」と勧めることは、やはりあります。しかし、そのときに、たぶん自分たちもいろいろな意図を伝える努力を日々できているかという、できていない場合もあるかもしれないなと思ったので、ご本人が納得して、最終的に折り合いをつけられることであれば、もちろんそれもよし、それがベストだと思うのですけれども。折り合いがつかないにしても、やはりお互いに思いをくむ、私たちも事業所として伝える努力をしていかなければいけないというふうに改めて感じました。

(浦井委員) 事業者の立場ということではございませんが、一般的にサービス、もしくは商品を提供する企業では、安全は第一でございます。その安全というのは健全者の方もそうでない方もひっくるめて、等しく安

全<sup>ぜん</sup>でなければいけないということなので、先<sup>さき</sup>ほどの事例<sup>じれい</sup>で、差別<sup>さべつ</sup>と言<sup>い</sup>わ  
れるとなかなか困<sup>こま</sup>ってしまうということはございます。その辺<sup>へん</sup>は、ご理解<sup>りかい</sup>  
をいただければありがたいと思<sup>おも</sup>います。

それから、先<sup>さき</sup>ほどエレベーターで、ベビーカー<sup>べびーかー</sup>の話<sup>はなし</sup>が出<sup>で</sup>ました。私<sup>わたし</sup>も  
海外<sup>かいがい</sup>生活<sup>せいいかつ</sup>をしておりましたので、非<sup>ひ</sup>常<sup>じょう</sup>に危<sup>き</sup>険<sup>けん</sup>だなというふう<sup>かん</sup>に感<sup>かん</sup>じると  
ころで、国<sup>くに</sup>によっては禁<sup>きん</sup>止<sup>し</sup>をしております。チャイルドシート<sup>ちやいるどしーと</sup>がございま  
すが、あれは前<sup>ぜん</sup>席<sup>せき</sup>につけてはいけな<sup>い</sup>と、うしろの席<sup>せき</sup>につけなければいけ  
ない<sup>と</sup>法律<sup>ほうりつ</sup>で決<sup>き</sup>まっています。12歳<sup>さい</sup>まで、前<sup>まえ</sup>の席<sup>せき</sup>に子<sup>こ</sup>どもを座<sup>すわ</sup>らせてはい  
けないというふう<sup>きそく</sup>に規<sup>き</sup>則<sup>そく</sup>で決<sup>き</sup>まっていることもござい<sup>ます</sup>。これは、その  
国<sup>くに</sup>の安<sup>あん</sup>全<sup>ぜん</sup>に対する考<sup>かんが</sup>え方<sup>かた</sup>で、それ<sup>みな</sup>を皆<sup>みな</sup>さんが共<sup>き</sup>有<sup>ゆう</sup>してはじめてスムーズ  
に社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>が営<sup>い</sup>める。確<sup>たし</sup>かに、不<sup>ふ</sup>便<sup>べん</sup>等<sup>とう</sup>々<sup>とう</sup>あるの<sup>かも</sup>しれ<sup>ま</sup>せん。本<sup>ほん</sup>件<sup>けん</sup>を  
うかがって、やはりそ<sup>たが</sup>うい<sup>き</sup>うお互<sup>たが</sup>いの共<sup>き</sup>通<sup>つう</sup>のル<sup>る</sup>ール<sup>き</sup>を決<sup>き</sup>めておくとい<sup>う</sup>  
のは非<sup>ひ</sup>常<sup>じょう</sup>に大<sup>だい</sup>事<sup>じ</sup>なこ<sup>と</sup>ではな<sup>い</sup>かな<sup>か</sup>という感<sup>かん</sup>想<sup>そう</sup>でござい<sup>ます</sup>。

いしわたかいちょう いま わく い いん かいがいせいいかつ ふく かんぜん たい けいざいどうゆう  
(石渡会長) 今、涌井委員が海外生活も含めて、この安全に対する経済同友  
会<sup>かい</sup>というお立<sup>たち</sup>場<sup>ば</sup>で来<sup>き</sup>てくださっていますけれど。事<sup>じ</sup>業<sup>ぎょう</sup>者<sup>しゃ</sup>の側<sup>がわ</sup>というより  
は、むしろ、「国民<sup>こくみん</sup>の合<sup>ごう</sup>意<sup>い</sup>」<sup>ことば</sup>というよ<sup>う</sup>な言<sup>こと</sup>葉<sup>ば</sup>もおっし<sup>や</sup>ったか<sup>か</sup>と思<sup>おも</sup>うの  
ですけれども。そのあたりをどうい<sup>せいり</sup>うふう<sup>に</sup>に整<sup>せい</sup>理<sup>り</sup>するかとい<sup>こと</sup>うこと<sup>で</sup>、大<sup>だい</sup>  
事<sup>じ</sup>なご指<sup>して</sup>摘<sup>てき</sup>をいた<sup>だ</sup>きま<sup>し</sup>た。

はらぐち いん ばん じ あん じつ わたし しえいこうつう ちかてつ お  
(原口委員) 8番の事案です。これは、実は私どもの市営交通の地下鉄で起

きた事案になります。あまり詳細を話さず、簡単にお話しします。

この方は通勤で地下鉄を使っています、毎日エスカレーターを利用されてきました。最初は同じ時間帯に利用をしている一般の方から、「危ないから、なんとかしてほしい」というお話しがあって、駅員が何度か呼び止めようとしたのです。ここにもありますが、「呼び止められることも、自分に不利益が生じるからなんの権利でやるんだ」というようなお話しもあったところです。

何度かにわたってお話しの時間も取らせていただいて、「安全のためです」など、今お話ししたような、「他の方への安全の管理ということで、事業者としてはお願いしたい」というお話しもさせていただいたところです。なかなかご理解を得られず、現場対応は非常に困ったところです。

鉄道あるいはバスも、従来、たとえば、「ベビーカーにお子様を乗せたまま乗車するのは、やめてください」というような扱いをしていました。しかし今は、たとえばバスの中も折り畳みの座席をつくって、ベビーカーや車椅子を止められるようにして。さらに、バス自体もノンステップで、渡し板で乗れるようになってきていますので、設備的な部分を改善していけば安全にご利用いただけるようになるのかなと思っています。

市営地下鉄はホームドアも全駅に設置しておりますし、エレベーターもすべてついています。エレベーターがない出口などもあります、例えば、

エレベーターの工事中は階段に車椅子の方を乗せてお運びできるような設備も用意をしておりますので、そのあたり、ぜひご理解をいただきながら、みんなで気持ちよく交通機関を利用できるようにしていきたいと思っております。

(石渡会長) 今、具体的な状況について、原口委員のほうからご説明をさせていただきます。皆さんそれぞれに、いろいろとお考えが整理されてきつつあるかなとは思っております。

ここで10分間休憩をさせていただきたいと思っております。

#### 《10分休憩》

(石渡会長) それでは、はじめたいと思っております。先ほどの7～8番の事例に関しましてご発言を。

(山下委員) 8番に関しては、いくつか皆さんのご意見がありましたけれど。

第三者に迷惑をかけたような、迷惑や死亡例があるということで、しっかりとした理由と説明があったので。あと、皆さんが言うように、「実際、客観的に見て危ないんじゃないか」というところで、致し方ないかなと思っております。

ただ、やはり第三者に迷惑をかけることに関して、結構、精神の施設や先ほど言った病院にいて。先ほどの医療機関に一瞬戻ってしまうのですけれど。拘束など、そういう刑務所みたいなお部屋に連れて行かれてしまう人というのは、やはりほかの患者さんに迷惑をかけてしまうような行

動を取るのではという、やはり少し納得というか。実際に私もものすごい怒鳴られて、大声や突然というのはとても苦手なので、自分自身がパニックを起こしてしまうようなことがあったので、すごく複雑な思いを、いつも感じるのです。

そういった、自分は具合が悪くてなるようなことは嫌だし。しかし、それをしてしまった人が、そういう処遇を受けるということに関しては、時々複雑な思いを抱くのです。というのは、そういった医療機関だけではなくて、福祉施設を利用したりして、やはりいろいろな方がいて、出入り禁止になった方の話を過去に結構聞いたりしたのです。そういうときに何を起こしたかまでは聞いたり聞かなかつたり、たくさんあるのですけれど。

まず1つ、少し残念だなと思うのが、「たくさんの人を出入り禁止にしたから、平和だろ」と言う職員さんがいて。確かに利用する側としては、ほっとする部分、気持ちもありながら、「じゃあ、その出入り禁止になつた方はどうしてるのかな」という思いに駆られたことが、結構前ですけれど何度もありました。だから、すごく複雑なのです。実際、「間接的、直接的にも人に迷惑をかける行為は」と言われたりすることもあるので、言葉にならないのですけれど、そういったことが起きたり聞いたりすると、複雑な思いになります。

やはり病気のせいではなっているかもしれないし、それならそれで、そこ

は出入り禁止にしても、ただ放り出すだけではなく、しっかり何か別な  
ところにフォローしてもらえるようにつないでいるのか、ただ放り出されて  
いるのか、その辺はすごく気になっていて。本人が、どれだけそれで嫌な  
おも  
思いをしているかなどはわからないのですけれど、それが差別に値する  
さべつ あたい  
かどうかともわからないのですけれど、精神関係の施設ではそういった話  
せいしんかんけい しせつ はなし  
が多いので、とにかく考えさせられるのです。

あとは、今日は和田委員がいないのであれですけれど。「クレームを、や  
たら言う人もいる」という話があったのですけれど。少し話が脱線して  
いひと すこ はなし だっせん  
いたら、ごめんなさいなのですけれど。まず、8番は説明がしっかりあつ  
ばん せつめい  
たのでいいかなと思うのと。今回の7番に関しては、それなりの対応をし  
こんかい ばん かん たいおう  
てくださったということで、いいのかなと思うのですけれど。

やはり精神科領域の人というのは、申し出をすること自体がとても難し  
せいしん かりょういき ひと もう で じたい むずか  
くて。実際に申し出をしても、なかなか対応というのは精神科領域は枠が  
じっさい もう で たいおう せいしん かりょういき わく  
あるようでないので、難しい対応を施設側の方たちも、すごく頭を悩ま  
むずか たいおう しせつがわ かた あたま なや  
せるとは思うのですけれど。申し出自体をすることがすごく困難で、その  
もう で じたい こんなん  
理由は、人によっていくつかあると思うのですけれど。やはり、そこでサ  
りゆう ひと  
ポートを受けないと、「自分はどうなってしまおうかな」という不安を抱え  
ぼーと う じぶん ふあん かか  
ていて、申し出ができないという。それは、「ちょっとどうかな」と思っ  
もう で おも  
ていても、そこを利用できなくなる不安があったり。不安で、申し出すら  
りよう ふあん ふあん もう で

できないというのを自分も感じますし、いろいろな利用者さんから聞いて  
感じるがあります。すみません、いろいろな思いがまじってしまっ

(石渡会長) ありがとうございます。

(山下委員) ごめんなさい。少し、ずれるのです。やはり福祉、医療、なん  
でもそうなのですけれど。特にほかの障害の方の施設と、利用する側と  
いう立場、どうかはよくわからないのですけれど。特にどうしても感じ  
てしまうのが、以前、奈良崎委員から、「いじめと差別は違うのか」みた  
いな話が出たことがあるのですけれど。差別、いじめ、パワハラなどは  
難しいなと思って。精神福祉のサービスの中では、結構、「それは、場合  
によってはパワハラじゃないの」と思うようなことがあって、どうして  
も福祉側が上で、利用者側が下という感覚がすごく強くて。

私は、なぜかすごくたくさん、いろいろな人に、「こんなふうに言われて、  
もう、ショックで行けない」ということや、「自分は、それによって病状  
がちよっと悪くなっちゃった」など、いろいろと聞くのですけれど。どう  
しても、「自分が悪いんじゃないか」と思ってしまう人も多かったです。先ほ  
ど言ったように、「何か言うと、追い出されるんじゃないか」ということ  
や、「嫌なふうにおもわれたくない」というのがあって、言えない人が多か  
ったりしたと思えば、なんでもかんでも文句を言ってしまう人がいるの  
で。

とにかく、やはり精神の方にとっては、申し出をすること自体がとても難

しかったり、パワーがいる。場合によっては、申し出をしたことで、より  
傷ついたり、病状が悪化するということがあるので。申し出自体が難し  
いというのを、今回の利用取り消しを強要されたというところで、この  
方は申し出ができて、しかも対応をしてもらってよかったなと思うのです  
けれど。すみません、本当に話をまとめるのが苦手です。

(石渡会長) 今、山下委員がおっしゃってくださったのは、とても大事だと思  
うので。申し出については、前にも議論をした相談のあり方や、あと、  
今、精神障害の方へのいろいろな対応というのが、本当に誤解や偏見か  
らきている適切ではないものもたくさんあるという、先ほどの入院のと  
きの話などと。それから、やはり今回のエスカレーター事例などのよ  
うに、本当に命に関わって、第三者やほかの方にも大きな迷惑をかける。  
やはりその辺の整理を、これからいろいろとしていかななくてはいけない  
のかなと思うのです。そのあたりを、また少し、いろいろな事例や調整  
委員会の検討なども含めて、すぐにはやりきれないかと思うのですけれ  
ど、少しずつ整理をしていかななくてはと思うので。また、そのときにい  
ろいろとご意見をいただければということで、今回ここについては、こ  
こまでにさせていただいてよろしいでしょうか。いろいろ、すみません。  
ありがとうございました。

では、少し7と8でいろいろと考えさせられました。今、いろいろな立  
場のご意見をいただいて、かなり明確になってきた部分もあるかなと思

います。これは、また記録の整理等にお任せをすることにして、もういくつかご報告をいただきたい事例があるので、すみません、事務局、お願いできますでしょうか。

(事務局) 事務局としては、やはり事例の積み重ねが大事だというお話しもさせていただきました。それぞれのお立場で、いろいろご発言をいただくことが重要です。なぜ、それぞれの立場でご発言をいただくことが重要かという、やはりすべての事案が、やはり日頃の本当に最初の段階からの対話一つ一つが大事なのかなど。そういう対話を、一つ一つをおろそかにしてしまうことによって誤解が生まれたり、お互いに嫌な思いをしなければならなくなる。私も、ずっとこの業務をやっておりまして、差別解消をする上では本当に対話が重要だと思っておりますので、皆さんともそういう観点で事例を共有できたらと思っております。では、事例のほうに戻らせていただきます。少し飛びまして11番、13番、15番の事例、時間の都合もありますので、まとめてお伝えしたいと思えます。

まず、11番。これは、障害がある人からのご相談です。視覚障害のある方の駅での事例になります。視覚障害があつて、視野が狭い。見える範囲が狭いということです。全く見えないということではないのですが、視野が狭いのでポスターなどを貼っていても見えない。しかし、ポスターを貼っていても見えないので、ポスターの情報等を窓口でも案内す

るようにしてほしいというお話しになります。

これについては、電話の内容をそれぞれの部署に伝えて指導をした、「そういうこともあります」ということを共有したという事例になります。

これは事務局としては、やはり、とはいえポスターに掲載されている内容を、たとえば駅や改札でいちいちお客様さんが止められて案内を受けるというのも、お客様の側からしても、場合によっては、「急いでいるのに」ということもあるかもしれないので。やはり、こういう障害のある方への情報提供をどのように、どこまでできるのか、どのようにすればいいのかというのを改めて考えさせていただける事例かなと思います。これは、視覚障害のある方の事例になりますが、ほかの障害のある方にとってもわかりやすい情報提供が必要だという事例になるのかなと思います。

すみません、先に進めさせていただきます。13番の事例になります。これも、やはり事業者の方々にとっては悩ましいところかなと思います。事業者の方から、実際に相談をいただいた事例になります。肢体不自由のある方の事例なのですが、「文化施設で実施をしている体操教室において、体幹の機能に障害がある方、お体に障害のある方が、その運動に参加することで事故が起きてしまう可能性があるので、その体操教室を主催する講師としては、安全を守るために参加を認めることにちゅうちょ

している、ちょっと迷っています。実際に参加を断ることはできるの  
らうか」というご相談でした。「説明をする際に、どのようなことに気  
をつけたらいいのか」ということを悩まれた事例になります。

これについて、対応としては、「まず、参加することはいけませんよ」と  
いうことになりますが、どのような配慮を行えるのか。プログラムの調  
整が可能なのか、内容を少し変えたり、介助者を配置する等で対応できな  
いのか、「なんとか、参加をいただける方向で検討をしていきましょう」  
という事例になっております。これも、やはり安全と差別とのはざまの事  
例かなと思っております。

最後の15番になります。これは、どういう方からご相談をいただいたか  
というのが少し不明な事案でありますけれども、「障害のある人が、学校  
を受験する際に必要な配慮を事前に申し出るようになってきているが、学校  
側が通常の方法でないと受験が困難と認めるものに対して、適切な取り  
扱いを講じる」となっていると。「配慮の必要性を学校側が判断すると  
いうのは、これはおかしいのではないか」という一方的なご相談なので、  
この相談者の見解のみの聞き取りで終了しております。考え方として  
は、やはり差別解消法で定められている合理的配慮。この配慮に対する  
考え方を問われた事例なのかなと、事務局では受け止めております。

やはり合理的配慮は、障害のある人が必要としている配慮に、いかに社

会<sup>かい</sup>の側<sup>がわ</sup>が答<sup>こた</sup>えていくかということであって、決<sup>けつ</sup>してそれは、「あなたには、この配<sup>はい</sup>慮<sup>りょ</sup>必要<sup>ひつよう</sup>だよ」ということや、「あなたには、この配<sup>はい</sup>慮<sup>りょ</sup>必要<sup>ひつよう</sup>ないでしよ」と。それを社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>の側<sup>がわ</sup>が判<sup>はん</sup>断<sup>だん</sup>できるものではないので、この合<sup>ごう</sup>理<sup>り</sup>的<sup>てき</sup>配<sup>はい</sup>慮<sup>りょ</sup>の考<sup>かん</sup>え方<sup>がた</sup>について問<sup>と</sup>われた事<sup>じ</sup>例<sup>れい</sup>かなと考<sup>かん</sup>えております。すみません。一<sup>いち</sup>部<sup>ぶ</sup>の事<sup>じ</sup>例<sup>れい</sup>のみの抜<sup>ぼつ</sup>粹<sup>すい</sup>で申<sup>もう</sup>し訳<sup>わけ</sup>ございませぬ。事<sup>じ</sup>務<sup>む</sup>局<sup>きょく</sup>から<sup>せつめい</sup>の説<sup>い</sup>明<sup>めい</sup>は、以<sup>い</sup>上<sup>じょう</sup>でございませぬ。

(石<sup>いし</sup>渡<sup>わた</sup>会<sup>かい</sup>長<sup>ちやう</sup>) ありがとうございませぬ。すみません。進<sup>しん</sup>行<sup>こう</sup>が遅<sup>おそ</sup>くて時<sup>じ</sup>間<sup>かん</sup>が足<sup>た</sup>りなくな<sup>な</sup>ってき<sup>き</sup>てしま<sup>ま</sup>ってい<sup>い</sup>て。今<sup>いま</sup>、3<sup>さん</sup>つ<sup>つ</sup>の事<sup>じ</sup>例<sup>れい</sup>につ<sup>つ</sup>いてポ<sup>ぽ</sup>イ<sup>い</sup>ン<sup>んと</sup>ト<sup>と</sup>をご紹<sup>しょう</sup>介<sup>かい</sup>いた<sup>た</sup>だき<sup>き</sup>ませぬ。何<sup>なに</sup>かご意<sup>い</sup>見<sup>けん</sup>が<sup>い</sup>あ<sup>あ</sup>り<sup>り</sup>の委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup>の<sup>かた</sup>方<sup>がた</sup>。須<sup>す</sup>山<sup>やま</sup>委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup>、お願<sup>ねが</sup>い<sup>い</sup>た<sup>た</sup>し<sup>し</sup>ませぬ。

(須<sup>す</sup>山<sup>やま</sup> (優<sup>まさ</sup>) 委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup>) 15<sup>ぼん</sup>番<sup>ばん</sup>の事<sup>じ</sup>例<sup>れい</sup>です。これ<sup>これ</sup>は、や<sup>や</sup>はり<sup>り</sup>学<sup>が</sup>校<sup>こう</sup>側<sup>がわ</sup>が配<sup>はい</sup>慮<sup>りょ</sup>を<sup>を</sup>す<sup>す</sup>るとい<sup>い</sup>うこ<sup>こ</sup>が、障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しゃ</sup>当<sup>とう</sup>人<sup>にん</sup>にと<sup>と</sup>つ<sup>つ</sup>て果<sup>は</sup>た<sup>た</sup>して適<sup>てき</sup>切<sup>せつ</sup>な<sup>な</sup>もの<sup>もの</sup>である<sup>である</sup>か<sup>か</sup>とい<sup>い</sup>うこ<sup>こ</sup>とは、少<sup>すこ</sup>し<sup>し</sup>疑<sup>ぎ</sup>問<sup>もん</sup>に感<sup>かん</sup>じ<sup>じ</sup>ませぬ。や<sup>や</sup>はり<sup>り</sup>障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>も<sup>も</sup>個<sup>こ</sup>々<sup>々</sup>によ<sup>よ</sup>つ<sup>つ</sup>て、配<sup>はい</sup>慮<sup>りょ</sup>も<sup>も</sup>また、そ<sup>そ</sup>の<sup>ひと</sup>人<sup>ひと</sup>によ<sup>よ</sup>つ<sup>つ</sup>て同<sup>おな</sup>じ<sup>じ</sup>障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>でも<sup>でも</sup>違<sup>ちが</sup>い<sup>い</sup>ませぬので。そ<sup>へん</sup>の<sup>へん</sup>辺<sup>へん</sup>は、や<sup>や</sup>はり<sup>り</sup>学<sup>が</sup>校<sup>こう</sup>側<sup>がわ</sup>も<sup>も</sup>当<sup>とう</sup>人<sup>にん</sup>の<sup>ほう</sup>ほうに<sup>に</sup>事<sup>じ</sup>前<sup>ぜん</sup>に<sup>き</sup>聞<sup>き</sup>い<sup>い</sup>た<sup>た</sup>だ<sup>だ</sup>く<sup>く</sup>とい<sup>い</sup>うこ<sup>こ</sup>は必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>では<sup>では</sup>ない<sup>ない</sup>かな<sup>かな</sup>と<sup>と</sup>私<sup>わたし</sup>は<sup>おも</sup>い<sup>い</sup>ま<sup>ま</sup>し<sup>し</sup>た<sup>た</sup>。以<sup>い</sup>上<sup>じょう</sup>です。

(石<sup>いし</sup>渡<sup>わた</sup>会<sup>かい</sup>長<sup>ちやう</sup>) では、教<sup>きやう</sup>育<sup>いく</sup>委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup>会<sup>かい</sup>のお<sup>お</sup>立<sup>たち</sup>場<sup>ば</sup>でも<sup>でも</sup>い<sup>い</sup>ら<sup>ら</sup>っ<sup>つ</sup>し<sup>し</sup>や<sup>や</sup>る。

(永<sup>なが</sup>井<sup>い</sup>代<sup>だい</sup>理<sup>り</sup>) 名<sup>めい</sup>簿<sup>ぼ</sup>の須<sup>す</sup>山<sup>やま</sup> (次<sup>じ</sup>) の代<sup>だい</sup>理<sup>り</sup>で<sup>で</sup>参<sup>まい</sup>り<sup>り</sup>ま<sup>ま</sup>し<sup>し</sup>た<sup>た</sup>、横<sup>よこ</sup>浜<sup>はま</sup>市<sup>し</sup>教<sup>きやう</sup>育<sup>いく</sup>委<sup>い</sup>員<sup>いん</sup>会<sup>かい</sup>の永<sup>なが</sup>井<sup>い</sup>と<sup>と</sup>申<sup>もう</sup>し<sup>し</sup>ませぬ。今<sup>いま</sup>の15<sup>ぼん</sup>番<sup>ばん</sup>の事<sup>じ</sup>例<sup>れい</sup>につ<sup>つ</sup>いて、見<sup>けん</sup>解<sup>かい</sup>を<sup>を</sup>お<sup>お</sup>伝<sup>つた</sup>え<sup>え</sup>さ<sup>さ</sup>せ<sup>せ</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>た<sup>た</sup>だ<sup>だ</sup>き<sup>き</sup>ませぬ。ま<sup>ま</sup>ず、受<sup>じゅ</sup>験<sup>けん</sup>に<sup>かん</sup>関<sup>かん</sup>する<sup>する</sup>こ<sup>こ</sup>に<sup>かん</sup>関<sup>かん</sup>し<sup>し</sup>ま<sup>ま</sup>し<sup>し</sup>て<sup>て</sup>は、障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>の<sup>あ</sup>ある<sup>ある</sup>な<sup>な</sup>し<sup>し</sup>に<sup>かん</sup>関<sup>かん</sup>わ<sup>わ</sup>

らず、受験の公平性をきちんと担保するという考え方が根底にあります。

また、今回の事例につきましては、まさに合理的配慮に対する受け止め方。事務局のほうからお話しがあった、その部分が大きなところで。教育委員会としましては、ご本人または保護者からの申し出によって、学校における合理的な配慮というものを確認をして、その上で何が必要なのか、どんな配慮が必要なのかを、きちんと話し合いの上で決めていくというところなんです。端的に申し上げると、この方が申し出ているように、学校側だけで判断するという事はないです。つまり、簡単に申しあげると、その子どもにとってどういった配慮が必要かというのは、学校と保護者の合意形成を図っていくというところが、1つの大きなポイントかなというふうに思っております。

(石渡会長) 冢田委員、どうぞ。

(冢田委員) 学校としては今、永井委員が言ってくださったように、保護者

と本人と合意形成をしながら、必要なことについて申請をしていきます。

ただ、突然、「受験に際して、これが必要だね」ということではなく、

個別の教育支援計画や、個別の指導計画を作成するにあたって、何年も

こういう形で、たとえば、「時間を延長して試験を受けてきた」という

ことや、「ルビを振ったテスト用紙をずっと使ってきたから、受験でも使

ってほしい」など。そういう、これまでの延長として受験に際して配慮

もうで というような かんが かつ 考え方であるので。受験のときだけ、これを「突  
ぜん 然やってください」ということではないということで、学校 教育の延長  
というふうに たら 捉えていただけるといいかなと思っております。以上で  
す。

いしわたかいちょう (石渡会長) ありがとうございます。ということで、決して学校側だけで  
はんだん 判断ではなく、ご本人、ほんにん ほごしゃ ごういけいせい 保護者と合意形成というようなところを大事に  
して、こべつ たいおう 個別の対応をしてくださっているということです。その  
あたりのところは、このもうで かつ 申し出の方にご理解をいただければということ  
です。じかん かぎ 時間が限られてきているのですが、ならぎきいん 奈良崎委員、どうぞ。

ならぎきいん (奈良崎委員) 11番と6番について、まとめて意見を言います。わたし かいがい  
べんきょう せいかつ 勉強や生活をしていたときに、わかりやすいボードが駅などに置いてい  
たのです。たとえば、ちてきしょうがい ひとよう 知的障害の人用の、「このカードを見せれば、えきいん  
さんが来てくれたカード」など。そういう意味で、そういうカードを日本  
もつくってもらいたいのかなというのがあって。

わたし 私 は、たまたま おおさか じしん 大阪地震のときに、あさ ひろしま えき 朝から広島  
の駅にいたのです。その  
ときにすごい ほうそう 放送がたくさんあって、すごくおかしくなっちゃって。ほう  
そう というのは結構いろいろな人が言うから、たぶん 駅員さんも慌てている  
のだったら、「それこそ1人の人が一対一で放送を流せばわかりやすいの  
に、なんで 10人が一斉に放送を流すのだろう」と思って。そこ 自分で、  
もう みみ な 耳鳴りがしてしまっただけで帰ってきて。いちしゅうかん いじょう いま 一週間以上、今もそうなのです

けれど、たまに耳鳴りが鳴っていて。そういう意味で、そういう「障害者」の人は、こちらのわかりやすいボードがあります」というカードを出してくれたら。

病院もそうなのです。たまたまアメリカで行ったニューヨークの病院が、全部カードになっているのです。「知的障害の人に、こういう支援します」など、全部それが色分けされていて、診察などもわかりやすい。日本にも、もし、オリンピックにかけて予算があるのだったら、そういうカードをつくってもらくと、皆さん障害者の方や普通の老人の方もそのカードを持っているので、たぶんそういうカードをつくってもらくと、私たちがわかりやすい説明になる合理的な配慮なのかなと思いました。以上です。

(石渡会長) 奈良崎委員、もう、既にそういう個別の支援体制が、カードを提示するというようなことでできているというモデル的な体験をご紹介いただきました。そういうのが本当に横浜でできるかどうかというあたりを、これからまた検討をさせていただければと思います。貴重なご提案をありがとうございました。ほかに、このことというご意見があまりの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。ナガタ委員、どうぞ。

(永田委員) 視覚障害や知的障害の人に、ポスターや看板が高いところにあって見づらいところがあるので、もう少し下に下げるか、文字を大きくしてほしいと思います。それと、文字が多いとわかりにくいし、漢字も

よ 読めないことがあるから、文字を少なくして、漢字にルビをしてほしい  
とおもいます。以上です。

いしわたかいちょう なが た い いん (石渡会長) 永田委員、ありがとうございました。先ほどの奈良崎委員のご  
いけん かせ おも ひつよう じょうほう せいり ていじ  
意見とも重なると思います。必要な情報をわかりやすく整理して提示す  
るというようなことを、やはり社会全体で考えていかななくてはいけない  
のだと思います。ありがとうございました。具体的にどうするかは、少し  
すす おも なら ぎき いん  
ずつ進めていければと思います。奈良崎委員、どうぞお願いします。

なら ぎき いん すこ ねが (奈良崎委員) 少しお願いがあります。皆さん、たぶん駅などにいると、「困  
った人放送」というものをご存知ですか。駅などでずっと、困った人、障  
がい かつ め み ます ほうそう  
害の方、目が見えない人、お助け放送というのがあるのですが、あれが結  
こう わたし いや じぶん しょうがいしゃ じっさい どうどう  
構、私は嫌なのです。自分も障害者になっているけれど、実際に堂々  
といろいろな方と。ある方が「マミちゃんの放送だね」などと言われる  
のが、最近ちょこちょこ見られて。結構、あれも少しいい迷惑かなと最近  
おも しょうがいしゃ しょうがいしゃ じぶん ころ こま  
思います。障害者は障害者で、自分で転んで困ったなどというときに安  
しん まどぐち  
心できる窓口があれば、こんなに放送はいらないかなと。あれは合理的な  
はいりよ わたし なか さべつ さいきんいや おも  
配慮ではなく、私の中では「差別だよ、あれ、最近嫌だな」と思いまし  
た。以上です。

いしわたかいちょう さべつかいしょうほう しこう (石渡会長) 差別解消法が施行されてから、その手の放送が多くなったな  
というの、とても感じるのですけれど。何も知らない、一般市民には大

事じかなおもと思うのですけれど。奈良崎ならざきさんのようなお立場たちばだと、かなりきび厳しい状況じょうきようになっているというのも、「なるほど、そのとおりのな」と思いおもましたので、また、これもかんが考えさせていただくテーマてーまにしていただけるとおも思います。

それでは、本当ほんとうに申し訳もうないのですが、少しすここのあと皆さんみなに情報提供じょうほうていきようをしたいこともあるということですので。ほかの事例じれい、まだ今日きょう取り上げあなかった事例じれいも含めて、何かなにお気づききのことがあったら、事務局じむきよくに、もしなかたんらかの形かたちでお申し出もういただければ、事務局じむきよくのほうで受け止うめていただとけるでしょうか。

(事務局じむきよく) 今日きょうご発言はつげんをいただけなかった方かた、ご発言はつげんをしづらいことがありました方かたは、私わたしどものほうにご連絡れんらくをいただけましたら、議事録等ぎじろくとうに反映はんえいもさせていただきますので、個別こべつにご連絡れんらくをいただけたらと思おもいます。よろしくお願ねがいいたします。

(石渡会いしわたかいちよう長) それでは、そのようにお願ねがいをします。それでは、次つぎの情報提供じょうほうていきようということと、資料しりよう 2 の相談対そうだんたいおう応じゅうじつの充ふく実じむきよくも含めて、事務局じむきよくからご説せつ明めいをお願ねがいいたします。

(事務局じむきよく) (資料しりよう 2、資料しりよう 3 について説せつめい明)

(石渡会いしわたかいちよう長) ありがとうございます。今いまのご説せつめい明めいについて、このことを確かく認にんしておきたい。須山委員すやまいいん、どうぞ。

(須山委員すやまいいん) 筆談ボひつだんぼードを置おいていただいたということは、本当ほんとうにありがた

おも  
いと思います。やはり高齢者社会こうれいしゃしゃかいになってきていて、手帳てちょうを持っている  
しょうがいしゃ  
障害者だけではなくて、本当にお年寄りほんとう としよも、聞こえない難聴きこえないなんちようの人が増え  
ていますので、意外とお年寄りいがい としよになって難聴なんちようになった人ひとって聞こえてい  
なくても、「ふん、ふん」という例れいが多いらしいのです。だから、やはり  
そういう筆談ボードひつだんぼーどを使って、大事なことをまとめて書いてあげるとい  
うのは大切なことたいせつだと思おもいます。

ひつだんぼーど  
筆談ボードなのですけれど。よく、聴覚障害者ちようかくしょうがいしゃに筆談ボードを渡す方が  
いるのです。それは、少しおかしすこいのです。言う側い がわが書いてあげるのが、  
ふつう  
普通なのです。だから、もししゃべれる聴覚障害者ちようかくしょうがいしゃだったら、その人ひとに  
わた ひつよう  
渡す必要はなく、答える側こた がわの、区役所側くやくじょがわの人が書くものなのです。そこ  
のところを少し間違すこ まちがえて、よく聴覚障害者ちようかくしょうがいしゃが来ると、いきなり筆談ボー  
ど わた うけつけ かた  
ドを渡す受付うけつけの方もいらっしやいますので、その辺へんをもう少し徹底すこ てっぺいして伝  
えておいていただければと思おもいます。

それと、啓発活動けいはつかつどう。これは、本当に大切な内容ほんとう たいせつだと思おもうのです。この間あいだ、  
わたし  
私わたしのところそこに相談そうだんに来られた方かたで、やはりまだ聞こえなくなりたてで、  
ねん  
5年ねんぐらいの人ひとだったので。左耳ひだりみみが聞こえなくて、右耳みぎみみも少し聞こえ  
がる  
が悪わるくなってきていて、しかも補聴器ほちようきもやっていない。そういう人ひとが、  
「これから、さらに聞こえなくなるんじゃないか」という不安ふあんを持って相  
だん こ  
談だんに来られました。そして、その人ひとが言いっていた言葉ことばが、「自分じぶんが耳みみが悪わる

いというのを、人に言うのが恥ずかしい」ということを言っていたので  
す。そのときに、やはり私はふと思ったのですけれど。その方の周りには、  
たぶん聴覚障害者がいらっしやらない。だから、「自分だけが耳が  
悪いんだ」というふうな環境なのではないかなと思ったのです。そうい  
う意味で、こういう啓発活動などにいろいろな障害者を入れて活動をす  
ることに参加できるようなことを、どんどんやっていくというのはいい  
と思うのです。

しかし、私はこれに1回参加しようと思って行ったのです。行ったのだ  
けれど、場所がよくわからないのです。わかりにくい場所なのです。だか  
ら、きちんともう少し地図や場所など、そういうのをわかりやすく書いて  
いただくと。1回、馬車道のほうで行って、とうとう場所がわからなく  
て戻って来たことがありますので、そういうところに配慮もお願いしたい  
です。以上です。

(事務局) 場所がわかりづらかったのは、申し訳ございません。なるべく、  
わかりやすい場所で開催するよとということを心がけておりますの  
で、今後もよろしくお願いいたします。

(石渡会長) 須山委員、大事なご指摘をいろいろとありがとうございました。

佐藤委員、お願いいたします。

(佐藤委員) 啓発活動について少し気がついた点がありますので、1個だけ

お話しをさせてください。

私も実は、妹が脳の障害がありまして、だいぶ長いこと車椅子生活を送っていましたので、出かけるときや病院に行くときなど、車椅子を押してケアをしていた経験があるわけですが、そのときの経験で申し上げると、やはり、この啓発活動というのは決定的に重要だなという感じがします。先ほどの事例にもあるのですが、車椅子の方がエスカレーターを使用せざるを得ない背景に、もしかすると、そういうこともあるかもしれないという感じがします。

電車に乗るとき、当然、私の車で運ぶときは車で運ぶのですが、そうはいかないときは、やはり電車に乗って車椅子で延々と行くわけですね。当然、エレベーターに乗ろうとするのですが、たまたま時間が朝夕のラッシュ時にぶつかる時も、やはりあるのです。このとき、エレベーターに乗るのは大変ですね。この中にも、ご経験のある方はいらっしゃるかもしれませんが、やはり、エレベーターがすごく混むわけですね。当然、その中には車椅子の人、ベビーカーの方、お年寄りもいらっしゃいますけれど、若くてばりばりのサラリーマンっぽい人たちというものが結構多くいらっしゃるわけですね。要は、時間に追われている状態の人たちが、たまたまエレベーターがタイミングよく来ると、わーっと寄って来て乗っかっていくというケースが、やはりあるのだらうと思います。

そのとき、優先順位的な判断というのは、ほとんどされないというか。

車椅子が1位というかどうかというのは、よくわかりませんが。

ベビーカーや、杖をついたお年寄りなどというような優先順位の順番

が、たぶんあるだろうと思うのですけれども。それらをきちんと、ほかの

市民の方々がというべきなのかどうかはわかりませんが、ご理解いた

だいて、十分に配慮をしていただけるというケースが、時間的に余裕の

あるときだと結構あるように思いますけれども、朝夕のラッシュ時みたいな

時期になってしまうと、なくなってしまうということは結構ありますよ

ね。これは、やはり車椅子で行くと、結構待たないといけないし、車椅子

側も遠慮をしてしまうということも出てくるケースがやはりあるわけ

です。

そこら辺について、たとえば安心して、ある程度優先的に障害者の方が

エレベーターを利用できるというような状態になれるような、市民の方

全体のご理解というか、障害者の方に対する配慮というか、そういう形

がもっときちんとできるようになっていけるといいなという感じがいたします。

(石渡会長) 佐藤委員、須山委員、啓発活動の大切さ、いろいろと納得でき

るご意見をありがとうございました。ほかに、「このことをぜひ」という

委員の方はいらっしゃいますでしょうか。そうしましたら、もし、言い

そびれた委員の方は、申し訳ございませんが事務局のほうに直接お願い

をいたします。

3 情報提供

(事務局) 今日、当日配布資料として配らせていただきました資料について、奈良崎委員、石渡会長のほうから何か補足のご説明等あれば、手短にお話しいただけるとありがたいのですけれども。

(石渡会長) それでは、先に私のほうから。7月26日、まもなくまいります、「差別解消法が施行されたその年に、最大の差別が起こってしまった」みたいな言い方をよくするのは、津久井やまゆり関連、私のほうも少し資料を出しましたが、いろいろなところで、いろいろな企画がありますので、参加できる範囲で、この事件を風化させてはいけないというふうに思っています。

(奈良崎委員) 7月26日と22日に、私は両方出ます。皆さん、ぜひ私と、津久井やまゆり園のことを、もっといろいろな人と。今まで、いろいろな人が思いがあると思うのです。どこまで私が知的障害で話ができるかわからないが、皆さんと一緒にあの事件は忘れないようにしたいと思うので、ぜひ多くの人、参加してください。よろしくお願ひします。

4 連絡事項等

- ・ 次回の開催日程について (11~12月頃を予定)
- ・ 会議録の作成について

資料

資料 1 相談対応事例一覧 (平成30年1月~平成30年6月)

とつきじこう  
特記事項

しりょう しょうがいしゃ きべつ かん そうだんたいせいせいび  
資料 2 障害者差別に関する相談体制整備について

しりょう し とりくみじょうきょう  
資料 3 市の取組状況

ならさきいいんていきょうしりょう つくい えんじけん ねん ついとう つど  
奈良崎委員提供資料 「津久井やまゆり園事件から2年 追悼の集い」